

石鎚PRキャッチフレーズ・シンボルマーク使用要領

(趣旨及び目的)

第1条 この要領は、石鎚PRキャッチフレーズ及びシンボルマーク（以下「キャッチフレーズ等」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって自然保護意識の醸成及び普及のほか、石鎚山系及びその周辺地域における地域活性化や産業振興、県産品の販路拡大等に寄与することを目的とする。

(キャッチフレーズ等の使用に関する権利)

第2条 キャッチフレーズ等の使用に関する一切の権利は、県に属する。

(使用方法)

第3条 キャッチフレーズ等は、「キャッチフレーズ等デザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用料)

第4条 キャッチフレーズ等の使用は、無償とする。

(使用の申請)

第5条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ石鎚PRキャッチフレーズ等使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会の構成団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(資格要件)

第6条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッチフレーズ等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャッチフレーズ等の使用を許諾するものとする。

- (1) 石鎚山系及びその周辺地域の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) キャッチフレーズ等のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) キャッチフレーズ等を使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 「石鎚PRキャッチフレーズ等デザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (6) この要領の趣旨及び目的に反する場合その他キャッチフレーズ等の使用が適当でないときと認められるとき。
- 2 知事は、キャッチフレーズ等の使用を許諾するときは、石鎚PRキャッチフレーズ等使用許諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 知事は、使用を許諾しないときは、石鎚PRキャッチフレーズ等使用不許諾通知書(様式3)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第8条 キャッチフレーズ等の使用期間は、原則として3年間以内とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、キャッチフレーズ等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第5条第1項の申請があったものとみなす。

(許諾内容の変更)

第9条 キャッチフレーズ等を使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたキャッチフレーズ等の使用内容を変更しようとするときは、石鎚PRキャッチフレーズ等使用内容変更申請書(様式4)を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 知事は、キャッチフレーズ等の使用内容の変更を許諾する場合には、石鎚PRキャッチフレーズ等使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 知事は、キャッチフレーズ等の使用内容の変更を許諾しない場合には、石鎚PRキャッチフレーズ等使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第7条までの規定を準用する。

(使用の廃止)

第10条 使用者は、キャッチフリーズ等の使用を廃止したときは、速やかにその旨を石鎚PRキャッチフリーズ等使用廃止届出書(様式7)により知事に届出なければならない。

(許諾の取消)

第11条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 第7条第3項の条件に違反したとき
- (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品等が完成次第、速やかにその写真等を提出すること。

(使用の非独占性等)

第13条 この要領による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャッチフリーズ等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第14条 知事は、使用者に対し、キャッチフリーズ等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第15条 知事は、キャッチフリーズ等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。